

# 高齢者家具転倒防止器具取付

高齢者が生活する世帯に家具転倒防止器具を3点まで、無料で取り付けます。



Q. 家具転倒防止器具とは？

A. 地震などの災害時に、家具等が転倒しないように予防する器具のことです。  
怪我の予防や避難経路の確保を目的としています。  
具体的には、家具と天井を『ポール(つっぱり棒)』で固定したり、家具と壁を『金具』で固定する方法などがあります。



## 対象者

台東区内に住所を有し、下記の①または②のどちらかに該当する世帯

①世帯全員が65歳以上の高齢者のみの世帯

②65歳以上の高齢者が在宅で生活し、世帯全員の住民税が非課税である世帯

※申請は1世帯1回限り（過去に器具を取り付けた自宅から区内転居した場合は、再申請可）。

## 取付器具の種類

以下の家具転倒防止器具を3点まで無料で取り付けます。

全7種類	セット	取付方法（取り付けイメージは裏面をご参照ください）
家具転倒防止ポール	2本1組	家具と天井をつっぱり棒で固定します。
L字型金具	2個1組	家具と壁を金具で固定します。（壁に穴をあけます）
扉ストッパー	2個1組	観音開き式食器棚の扉に器具を取り付けて、揺れによる扉の開放と食器の飛び出しを防止します。
連結用止め金具	2個1組	上下で重なっている家具を、金具で連結して固定します。
家具転倒防止板	2本1組	家具の下に転倒防止板を敷いて、揺れを軽減します。
T型固定式器具	2個1組	家具と壁をスポンジ状のダンパーで固定します。（壁に穴をあけません）
転倒防止粘着マット	4枚1組	家具や家電の底面四隅に貼り付けて、固定します。

※安全性を確保するため、器具は委託業者が取り付けます。

## 申請方法

下記の書類をお持ちのうえ、台東区役所2階⑤番窓口へご申請ください。

- ・本人確認書類（マイナンバーカード、運転免許証、介護保険証等）
- ・住まいが賃貸の場合は、家主の承諾書（壁等に穴をあける場合があるため）

## 問合せ

台東区役所 高齢福祉課 総合相談・給付担当（2階⑤番窓口）

電話：03-5246-1222・1224



事業の詳細は、区のホームページをご覧ください。  
こちらから承諾書のダウンロードも可能です。

# ★器具取り付けイメージ★

